

◎佐賀県条例第24号

佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例及び佐賀県農村地域工業等導入対策審議会条例の一部を改正する条例

(佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部改正)

第1条 佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例（昭和57年佐賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(貸付対象者)</p> <p>第4条 基金の貸付対象者は、事業地域内において農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第2条第2項に規定する工業等に属する事業その他知事が別に定める事業の本来の用に供する事業所を設置しようとする企業に対し知事が事業地域内への企業立地の促進に資すると認める設備資金を融資する金融機関で、知事が指定するものとする。</p>	<p>(貸付対象者)</p> <p>第4条 基金の貸付対象者は、事業地域内において製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業に属する事業その他知事が別に定める事業の本来の用に供する事業所を設置しようとする企業に対し知事が事業地域内への企業立地の促進に資すると認める設備資金を融資する金融機関で、知事が指定するものとする。</p>

(佐賀県農村地域工業等導入対策審議会条例の一部改正)

第2条 佐賀県農村地域工業等導入対策審議会条例（昭和46年佐賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>佐賀県農村地域工業等導入対策審議会条例 (設置)</p> <p>第1条 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第18条第1項の規定に基づき、佐賀県農村地域工業等導入対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) 農村地域への工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及</p>	<p>佐賀県農村地域産業導入促進審議会条例 (設置)</p> <p>第1条 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第14条第1項の規定に基づき、佐賀県農村地域産業導入促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) 農村地域への産業の導入に関する基本計画の作成に関する</p>

改正前	改正後
<p>び卸売業（以下「工業等」という。）の導入に関する基本計画及び農村地域内の一定の地区への工業等の導入に関する実施計画の作成に関する事項</p> <p>(2) 前号に掲げる事項のほか、農村地域への<u>工業等</u>の導入の促進に関する重要事項 (組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 農業に関する団体を代表する者 <u>4人</u>以内</p> <p>(3) 商工業に関する団体を代表する者 <u>4人</u>以内</p> <p><u>(4)～(7)</u> 略</p> <p>3 略</p>	<p>事項</p> <p>(2) 前号に掲げる事項のほか、農村地域への<u>産業</u>の導入の促進に関する重要事項 (組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 農業、<u>商工業その他の産業</u>に関する団体を代表する者 <u>8人</u>以内</p> <p><u>(3)～(6)</u> 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。